

【再審査の申し立てについて】

改正前の基準による結果通知を受けている方で、今回の改正による再審査を希望される方は、改正から120日以内であれば、再審査を申し立てることができます。

ただし、再審査申請の審査基準日は、再審査申請日において、1年7か月の経審有効期間が有効な審査基準日であることが必要です。

例えば、審査基準日を令和元年8月31日で、令和3年4月に再審査申請しようとする場合、既に経審有効期間が令和3年3月31日で切れているので、再審査申請できません。

また、有効な審査基準日の直後の決算日で経審を受けている場合は、その有効な審査基準日での再審査申請はできません（例えば、令和2年10月決算日で既に経審を受けている場合は、令和元年10月決算日での再審査申請はできません。）。

○再審査できる項目（制度改正のあった項目のみ）

建設業の経理の状況（項番52、53、54）

知識及び技術又は技能の向上に関する取り組みの状況（項番61、62）

○申請書類

経営規模等評価再審査申立書、再審査申請の直前に受けた経審結果通知書（本書）、再審査項目に関する提出書類

○手数料

無料

○再審査申請の受付期間

令和3年4月1日～令和3年7月29日（消印有効）

○申請方法

島根県土木総務課建設産業対策室（〒690-8501松江市殿町8）へ郵送もしくは持参